

おくやみ ハンドブック



香芝市
Kashiba City

ご遺族の皆さまへ

ご家族のご逝去にあたり、謹んでお悔やみ申し上げます。

香芝市では、ご遺族の皆さまに手続きを円滑に進めていただけるよう、ハンドブックを作成しました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆さまのお役に立てば幸いです。

香芝市役所市民課

市役所での手続き

手続きの詳しい内容は、P5以降をご確認ください。

区分	手続きが必要なかた	主な手続き	☑	担当課	参照ページ
住民登録	亡くなられたかたが世帯主である	世帯主の変更届	☐	市民課	5
	印鑑登録をしている	印鑑登録証(カード)の返還	☐	市民課	5
	マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを持っている	カードの返納の義務はありませんが、税や保険などの手続きで必要な場合がありますので、大切に保管してください。	☐	市民課	5
年金	国民年金に加入している	・国民年金の手続き ・遺族基礎年金の請求 ・死亡一時金の請求	☐	市民課	5
	国民年金または厚生年金を受給している	・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ・遺族厚生年金の請求	☐	市民課	6
	共済年金を受給している	各共済組合へ直接お問い合わせください。	☐	—	6
税金	市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)を納めている	市税に関する相続人代表者指定届	☐	課税課	6
	未登記家屋を所有している	相続による未登記家屋の名義変更	☐	課税課	7
	納税している(納税義務者、納税管理者、相続人代理人)	今後の納税に関する手続きや納付について(口座振替の変更または廃止など)	☐	収税課	7
原動機付自転車など	原動機付自転車など(香芝市ナンバー)の車両を所有している	廃車手続きまたは名義変更	☐	課税課	7
市営住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承継承認申請 ・市営住宅返還届け出 ・市営住宅同居者異動届け出	☐	総務情報課	8

市役所での手続き

区分	手続きが必要なかた	主な手続き	☒	担当課	参照ページ
森林	森林を相続する(地域森林計画の対象となっている森林のみ)	森林法第10条の7の2第1項の規定による届け出	☐	農林課	8
農地	農地を相続する	農地法第3条の3の規定による届け出	☐	農業委員会事務局	8
し尿	・し尿くみ取りを中止する ・し尿くみ取り名簿登録を変更する	・し尿くみ取り中止の申し出 ・し尿くみ取り名簿変更届け出	☐	環境政策課	8
浄化槽	・浄化槽清掃を中止する ・浄化槽清掃名簿登録を変更する	・浄化槽清掃中止の申し出 ・浄化槽清掃名簿変更届け出	☐	環境政策課	9
飼い犬	犬の所有者を変更する	登録事項変更届け出	☐	環境政策課	9
見舞金	犯罪被害により亡くなられた	遺族見舞金の支給申請 ※申請書類は地域振興課にお問い合わせください。	☐	地域振興課	9

ふたかみ文化センターでの手続き

区分	手続きが必要なかた	主な手続き	☒	担当課	参照ページ
図書館	・図書館利用者カードを持っている ・借りている図書などがある	・亡くなられたかたの図書館利用者カードの返納 ・図書などの返却	☐	市民図書館	9

総合福祉センターでの手続き

区分	手続きが必要なかた	主な手続き	☑	担当課	参照ページ
医療保険	国民健康保険に加入している	・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費などの申請及び振込口座の変更 ・資格喪失届 ・送付先変更届	☐	国保医療課	10
	後期高齢者医療保険に加入している	・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費などの申請及び振込口座の変更 ・資格喪失届 ・送付先変更届	☐	国保医療課	10
福祉医療	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成、重度心身障害老人等医療費助成を受給している	・資格喪失の手続き ・振込口座の変更の手続き	☐	国保医療課	10
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	・介護保険の手続き ・介護保険被保険者証などの返還 ・送付先変更届 ・振込先口座指定届け出書	☐	介護福祉課	11
	高額介護サービス費などの支給を受けている	・振込口座の変更	☐	介護福祉課	11
	緊急通報システムを利用している	・緊急通報装置の撤去及び返還	☐	介護福祉課	11
障害	次のいずれかを所有している ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	各種障害者手帳の返還届	☐	社会福祉課	12
	次のいずれかを受給している ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	・受給者死亡届 ・未支払請求（未支払手当がある場合）	☐	社会福祉課	12
	自立支援医療受給者証（精神通院）を所有している	受給者証返還届	☐	社会福祉課	12
	精神障害者医療費助成を受給している	・資格喪失届 ・未支給請求	☐	社会福祉課	12
	心身障害者扶養共済制度に加入している	○加入者が亡くなられた場合 年金給付請求及び年金管理者指定届 ○心身障害者のかたが亡くなられた場合 弔慰金給付請求	☐	社会福祉課	13

市役所以外での手続き

区分	手続きの種類	主な手続き	☑	問い合わせ先など
市役所以外で手続きが必要なもの	上下水道	・上下水道の使用中止 ・名義変更	☐	奈良県広域水道企業団 香芝事務所 香芝市今泉1200-3 ☎0745-76-2301
	生命保険	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求など	☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	☐	各金融機関など
	株式など	名義変更	☐	各証券会社など
	遺言書	検認、開封	☐	奈良家庭裁判所 葛城支部 大和高田市大字大中101-4 ☎0745-52-4941
	固定電話・携帯電話	契約継承、解約	☐	各契約会社など
	インターネット	名義変更、解約	☐	各契約会社など
	NHK受信料	名義変更、解約	☐	フリーダイヤル☎0120-151515 有料ダイヤル☎050-3786-5003
	電気・ガス料金など	名義変更、解約	☐	領収書に記載されている会社及び 営業所
	運転免許証	返納	☐	香芝警察署 香芝市畑2-1474-1 ☎0745-71-0110 (受付時間 平日8:30~12:00、 13:00~16:00)
	パスポート	返納	☐	高田旅券センター 大和高田市幸町3-18 トナリエ大和高田3階 ☎0745-53-8822
	クレジットカード	解約	☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更、解約	☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地、家屋などの相続 登記	☐	奈良地方法務局 葛城支局 大和高田市西町1-63 ☎0745-52-4941
	相続放棄	相続放棄の申立	☐	奈良家庭裁判所 葛城支部 大和高田市大字大中101-4 ☎0745-53-1012
	国税関係(相続税、所得税、 消費税)	相続税、所得税、 消費税申告	☐	葛城税務署 大和高田市西町1-15 ☎0745-22-2721
	普通自動車(四輪)、 軽二輪(125cc~250cc以下)、 小型二輪(250cc超)、 軽自動車(四輪)を所有 している	名義変更など各種 手続き	☐	○普通自動車、軽二輪、小型二輪 近畿運輸局奈良運輸支局 ☎050-5540-2063 ○軽自動車 軽自動車検査協会奈良事務所 ☎050-3816-1845

市役所での手続き

亡くなられたかたが世帯主である

世帯主が亡くなられた場合、同一世帯で年長者に自動的に変更しますが、さらに変更する場合は手続きが必要です。

受付窓口

市民課
☎0745-44-3302

手続き □世帯主の変更届

持ち物 ○届け出人の本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

印鑑登録をしている

印鑑登録は自動的に廃止になります。
印鑑登録証(カード)は、返還または廃棄してください。

受付窓口

市民課
☎0745-44-3302

手続き □印鑑登録証(カード)の返還

持ち物 亡くなられたかたの印鑑登録証(カード)

期限 速やかに

マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを持っている

カードの返納義務はありませんが、税や保険などの手続きで必要な場合がありますので大切に保管してください。また、亡くなられたかたのマイナンバーカードに関する書類は発行できませんのでご注意ください。

受付窓口

市民課
☎0745-44-3302

国民年金に加入している

手続き □遺族基礎年金の請求
□死亡一時金の請求

持ち物 届け出内容によって異なるため、届け出先へご確認ください。

期限 遺族基礎年金:速やかに
死亡一時金:2年

受付窓口

□遺族基礎年金
・加入していた年金制度が国民年金のみ
→市民課(亡くなられたかたの住所が香芝市)または大和高田年金事務所
・上記以外→大和高田年金事務所
※国民年金第3号被保険者期間があるかたは大和高田年金事務所

□死亡一時金
・市民課(亡くなられたかたの住所が香芝市)または大和高田年金事務所

市民課☎0745-44-3302
大和高田年金事務所☎0745-22-3531

市役所での手続き

国民年金または厚生年金を受給している

手続き	☐ 未支給年金の請求 ☐ 遺族基礎年金の請求 ☐ 遺族厚生年金の請求	受付窓口 ☐ 未支給年金 ・老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金のみの受給者が亡くなられた場合 →市民課(亡くなられたかたの住所が香芝市)または大和高田年金事務所 ・上記以外→大和高田年金事務所 ☐ 遺族基礎年金 ・加入していた年金制度が国民年金のみ →市民課(亡くなられたかたの住所が香芝市)または大和高田年金事務所 ・上記以外→大和高田年金事務所 ※国民年金第3号被保険者期間があるかたは大和高田年金事務所 ☐ 遺族厚生年金 ・大和高田年金事務所 市民課 ☎0745-44-3302 大和高田年金事務所 ☎0745-22-3531
持ち物	届け出内容によって異なるため、届け出先へご確認ください。	
期限	未支給年金:5年 遺族基礎年金:速やかに 遺族厚生年金:速やかに	

共済年金を受給している

各共済組合へ直接お問い合わせください。

市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)を納めている

手続き	☐ 市税に関する相続人代表者指定届	受付窓口 課税課 ☎0745-44-3307
持ち物	○来庁者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ○同一世帯以外の相続人がお越しの場合、相続関係が確認できる書類 戸籍謄本など	
期限	速やかに	

市役所での手続き

未登記家屋を所有している

手続き	☐ 相続による未登記家屋の名義変更	受付窓口 課税課 ☎0745-44-3309
持ち物	○遺言書による名義変更 遺言書 （公正証書遺言以外は、家庭裁判所の検認を受けたもの） ○遺産分割協議書による名義変更 遺産分割協議書、遺産分割協議者全員の印鑑証明書 ※上記の書類がない場合は、課税課に相談してください。 ※印鑑証明書は原則3か月以内に発行されたもの。写し可。	
期限	新名義人が決定次第速やかに	

納税している（納税義務者、納税管理者、相続人代理者）

今後の納付について、口座振替を希望されるかたは収税課または振替先の金融機関窓口にて手続きができます。ただし、奈良県農業協同組合での登録を希望される場合や、廃止手続きについては、市役所での手続きが行えませんので、直接金融機関窓口にて手続きしてください。		受付窓口 収税課 ☎0745-44-3310
手続き	☐ 今後の納税に関する手続きや納付について（口座振替の変更または廃止など）	
持ち物	○来庁者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ○振替先のキャッシュカード	
期限	納期限の2か月前まで	

原動機付自転車など（香芝市ナンバー）の車両を所有している

手続き	☐ 廃車手続きまたは名義変更	受付窓口 課税課 ☎0745-44-3307
持ち物	○来庁者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○同一世帯以外の相続人がお越しの場合、相続関係が確認できる書類 戸籍謄本など	
期限	速やかに	

市役所での手続き

市営住宅に入居している

手続き	☐ 市営住宅入居承継承認申請 ☐ 市営住宅返還届け出 ☐ 市営住宅同居者異動届け出	受付窓口 総務情報課 ☎0745-44-3338
期限	亡くなられてから14日以内	

森林を相続する (地域森林計画の対象となっている森林のみ)

手続き	☐ 森林法第10条の7の2第1項の規定による届け出	受付窓口 農林課 ☎0745-44-3322
持ち物	☐ 森林の土地の所有者届け出書 (林野庁ホームページからダウンロードまたは農林課にて配布) ☐ 森林の土地の位置を示す図面 ☐ 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類	
期限	相続した日から90日以内	

農地を相続する

手続き	☐ 農地法第3条の3の規定による届け出	受付窓口 農業委員会事務局 ☎0745-44-3322
持ち物	農地法第3条の3の規定による届け出書 (農業委員会窓口にて配布)	
期限	農地などについての権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内	

し尿くみ取りを中止する、し尿くみ取り名簿登録を変更する

手続き	☐ し尿くみ取り中止の申し出 ☐ し尿くみ取り名簿変更届け出	受付窓口 環境政策課 ☎0745-44-3306
期限	速やかに	

市役所での手続き

浄化槽清掃を中止する、浄化槽清掃名簿登録を変更する

手続き	☐ 浄化槽清掃中止の申し出 ☐ 浄化槽清掃名簿変更届け出	受付窓口 環境政策課 ☎0745-44-3306
期限	速やかに	

犬の所有者を変更する

手続き	☐ 登録事項変更届け出	受付窓口 環境政策課 ☎0745-44-3306
期限	亡くなられてから30日以内	

犯罪被害により亡くなられた

犯罪被害により亡くなられたかたのご遺族に遺族見舞金を支給します。		受付窓口 地域振興課 ☎0745-44-3314
手続き	☐ 遺族見舞金の支給申請 ※申請書類は地域振興課にお問い合わせください。	
期限	犯罪行為などによる被害の発生を知った日から2年または犯罪行為などによる被害が発生した日から7年	

ふたかみ文化センターでの手続き

図書館利用者カードを持っている・借りている図書などがある

亡くなられたかたの図書館利用者カードがあれば、市民図書館にお持ちください。また、図書館から借りられた図書などがあれば、返却してください。		受付窓口 市民図書館 ☎0745-77-1600
手続き	☐ 亡くなられたかたの図書館利用者カードの返納 ☐ 図書などの返却	
期限	速やかに	

総合福祉センターでの手続き

国民健康保険に加入している

手続き	☐ 各種証の返還 ☐ 葬祭費の支給申請 ☐ 高額療養費などの申請及び振込口座の変更 ☐ 資格喪失届 ☐ 送付先変更届	受付窓口 国保医療課 ☎0745-79-7528
持ち物	○来庁者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ○亡くなられたかたの資格確認書または資格情報のお知らせなど ○亡くなられたかたが世帯主でその世帯に国民健康保険加入者がいる場合、その世帯の国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせなど ○喪主が分かるもの（葬儀の領収書、会葬礼状など） ○喪主及び相続人代表者名義の口座が分かるもの	
期限	葬祭費：葬儀を行った翌日から2年以内 高額療養費：診療月の翌月1日から2年以内 資格喪失届：亡くなられてから14日以内	

後期高齢者医療保険に加入している

手続き	☐ 各種証の返還 ☐ 葬祭費の支給申請 ☐ 高額療養費などの申請及び振込口座の変更 ☐ 資格喪失届 ☐ 送付先変更届	受付窓口 国保医療課 ☎0745-79-7528
持ち物	○来庁者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ○亡くなられたかたの資格確認書または資格情報のお知らせなど ○亡くなられたかたが世帯主でその世帯に国民健康保険加入者がいる場合、その世帯の国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせなど ○喪主が分かるもの（葬儀の領収書、会葬礼状など） ○喪主及び相続人代表者名義の口座が分かるもの	
期限	葬祭費：葬儀を行った翌日から2年以内 高額療養費：診療月の翌月1日から2年以内 資格喪失届：亡くなられてから14日以内	

子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成、重度心身障害老人等医療費助成を受給している

手続き	☐ 資格喪失の手続き ☐ 振込口座の変更の手続き	受付窓口 国保医療課 ☎0745-79-7528
持ち物	○来庁者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ○亡くなられたかたの受給資格証 （重度心身障害老人等医療以外） ○相続人代表者名義の口座が分かるもの	
期限	速やかに	

総合福祉センターでの手続き

65歳以上または介護認定を受けている

亡くなられたかたの介護保険被保険者証（黄色）を介護福祉課まで返却してください。また、介護保険負担割合証（ピンク色）及び介護保険負担限度額証（緑色）を持っている場合は、それらも同時に返却してください。
介護保険料は、亡くなられた月の前月までを月割りで算出します。その結果、差額分を納付または還付することになりますので、介護保険料の通知書などの送付先を変更される場合は送付先変更届を提出してください。

受付窓口

介護福祉課
☎0745-79-7521

手続き	☐ 介護保険被保険者証などの返還 ☐ 送付先変更届 ☐ 振込先口座指定届け出書
持ち物	☐ 介護保険被保険者証（黄色） ☐ 介護保険負担割合証（ピンク色） ☐ 介護保険負担限度額証（緑色） ☐ 送付先変更届を提出する場合は、申請者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ☐ 相続人代表者名義の口座が分かるもの ☐ 申請者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
期限	亡くなられてから14日以内

高額介護サービス費などの支給を受けている

高額介護サービス費の支給を受けていたかたが亡くなられた場合は、相続人代表者に振込先を変更するため、口座変更届を提出してください。

受付窓口

介護福祉課
☎0745-79-7521

手続き	☐ 振込口座の変更
持ち物	☐ 相続人代表者名義の口座が分かるもの ☐ 申請者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
期限	亡くなられてから14日以内

緊急通報システムを利用している

緊急通報システムを利用していたかたが亡くなられた場合は、緊急通報装置を返却してください。

受付窓口

介護福祉課
☎0745-79-7521

手続き	☐ 緊急通報装置の撤去及び返還
持ち物	緊急通報装置
期限	速やかに

総合福祉センターでの手続き

次のいずれかを所有している
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き	☐ 各種障害者手帳の返還届	受付窓口 社会福祉課 ☎0745-79-7151
持ち物	各種障害者手帳	
期限	速やかに	

次のいずれかを受給している
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

手続き	☐ 受給者死亡届 ☐ 未支払請求（未支払手当がある場合）	受付窓口 社会福祉課 ☎0745-79-7151
持ち物	配偶者などの預金通帳	
期限	亡くなられてから14日以内	

自立支援医療受給者証（精神通院）を所有している

手続き	☐ 受給者証返還届	受付窓口 社会福祉課 ☎0745-79-7151
持ち物	自立支援医療受給者証（精神通院）	
期限	速やかに	

精神障害者医療費助成を受給している

手続き	☐ 資格喪失届 ☐ 未支給請求	受付窓口 社会福祉課 ☎0745-79-7151
持ち物	○受給資格証 （後期高齢者医療保険にご加入のかたを除く） ○マイナンバーの分かるもの ○配偶者などの預金通帳（未支給分がある場合） ○申請者の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど	
期限	亡くなられてから14日以内	

総合福祉センターでの手続き

心身障害者扶養共済制度に加入している

手続き	☐ 加入者が亡くなられた場合 → 年金給付請求及び年金管理者指定届 ☐ 心身障害者のかたが亡くなられた場合 → 弔慰金給付請求	受付窓口 社会福祉課 ☎0745-79-7151
持ち物	○ 加入者が亡くなられた場合 ・ 死亡届記載事項証明書 ・ 亡くなられた加入者の住民票の除票 ・ 年金受給者(心身障害者)の住民票 ・ 年金管理者の住民票(年金管理者指定届) ・ 振込先口座の分かる預金通帳(心身障害者本人) ・ 印鑑 ○ 心身障害者のかたが亡くなられた場合 ・ 亡くなられたかたの住民票の除票 ・ 加入者の住民票 ・ 振込先口座の分かる預金通帳(加入者本人) ・ 加入証書 ・ 印鑑	
期限	速やかに	



委任状に関するご案内

各種手続き

・各種手続き（死亡に伴う年金手続きや戸籍証明書、住民票などに関する証明書の請求）を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。

・必ず委任者が、代理人名や委任事項を記入してください。

※証明書交付には委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合がありますので、各課窓口にお問い合わせください。

（例1）住民票の請求、世帯主変更届について

亡くなられたかたに同一世帯員がいるときに、同一世帯員以外のかたが手続きを行う場合

委任者：同一世帯員

（例2）戸籍謄本について

亡くなられたかたの直系の親族以外のかた（子の妻、兄弟など）が手続きを行う場合

委任者：直系の親族

※一例ですので、ご不明な点がある場合は、各課窓口にお問い合わせください。

委 任 状

香芝市長

年 月 日

記載漏れなどの不備がある場合は、交付できないことがあります。

委任する人（請求などをする権利のある人）

住所	
	電話番号(- -)
氏名	印 ※委任する本人が署名または記名押印してください。
生年月日	大正・昭和 年 月 日 平成・西暦

私は次の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

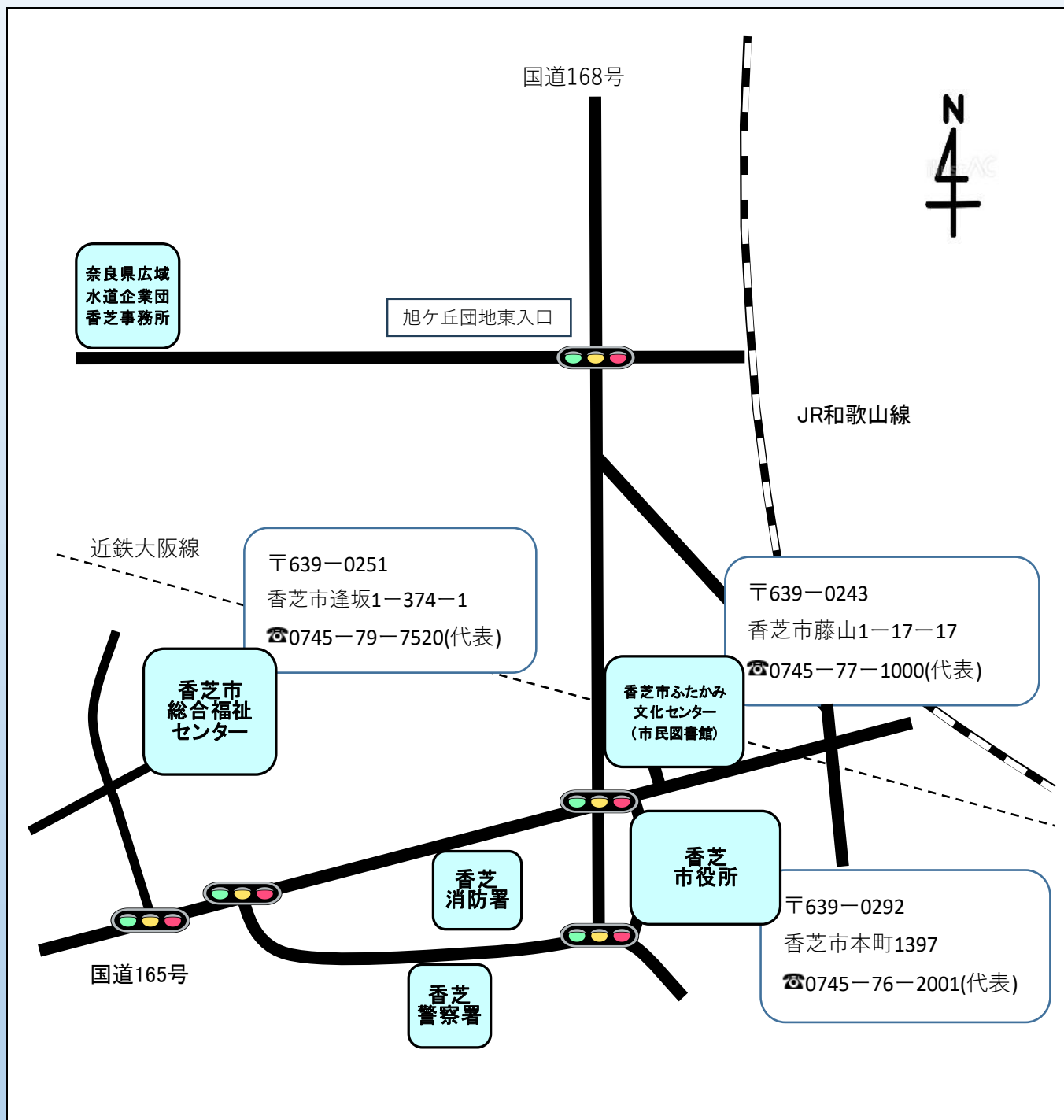
代理人（窓口に来られたかた）

住所				
氏名				
生年月日		大正・昭和 平成・西暦	年	月 日
委任事項	・ ()の申請について ・ ()の変更について ・			

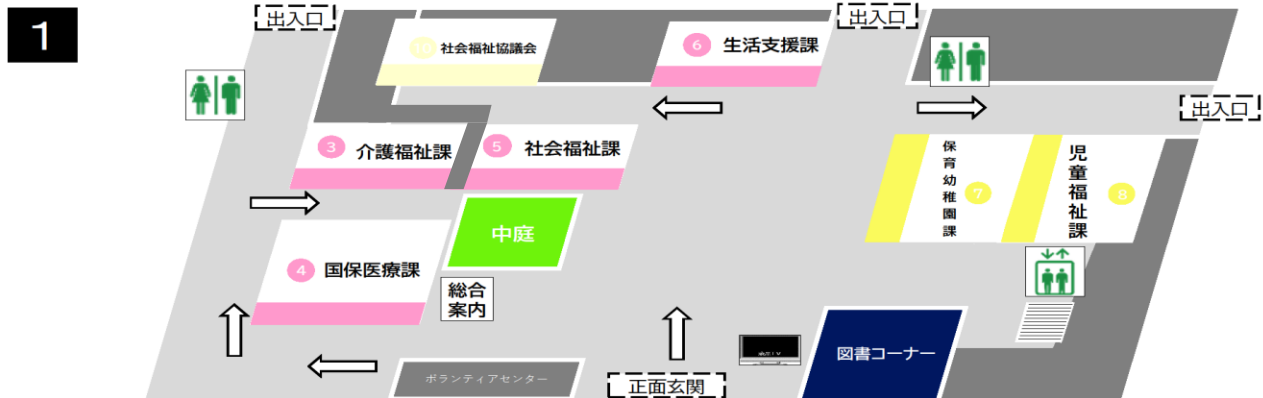
【注意】

- ・委任状は、必ず委任する本人が必要事項を記入してください。
- ・本人以外が記入し、後日問題が発生した場合は、委任状を偽造したものとして、私文書偽造罪（刑法第159条）により、刑事罰の対象となるとともに、民事上の損害賠償責任を負うことにもなりますので注意してください。

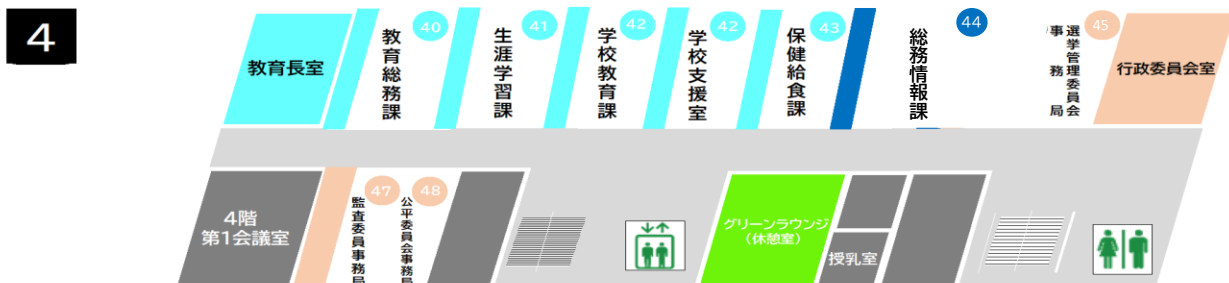
施設案内図



総合福祉センターフロアマップ



市役所フロアマップ



発行／編集 香芝市役所市民課

発行年 2026年8月